

令和7年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：令和7年6月13日（金）14時00分から15時00分まで

○場 所：木津川市役所 4-3・4-4会議室

○出席者：榎原禎宏委員長、中井裕子副委員長、光岡裕之委員、村田和弘委員、竹本康宏委員、前田健一郎委員、木村康宏委員、松本沙織委員、塙原裕美子委員

教育委員会：竹本教育長、平井教育部長、山口教育部理事、
　　雜賀教育部理事、
　　東村学校教育課長、湯浅指導主事、加藤指導主事、
　　福田学校教育課長補佐、広瀬学校教育係主任

1 開会

2 委員への委嘱状交付（机上配付）

3 教育長あいさつ 竹本教育長より

平成25年9月にいじめ防止等対策法が施行されたことを受け、本市においても、木津川市全体でいじめ防止に取り組むことを目的として、いじめ等の生徒指導上の諸問題に、専門的な知見や、学校現場のご意見を踏まえた実効性のある学校支援組織として、本委員会を発足させている。いじめは子供たちの心と命に深く関わる重大な問題である。教育に携わる者は、いじめがどこの学校でも起こりうるという認識を常に持ち、未然防止、早期発見、迅速な対応に努めることが求められている。

本日、委員の皆様には、本市におけるいじめ防止、いじめ対策の推進により、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりのためのご議論をいただきたい。この委員会をもって、より一層のいじめ対策を進めていきたいと考えている。

4 委員・事務局紹介

5 木津川市いじめ防止等対策委員会について

資料No. 1 「木津川市いじめ防止等対策委員会条例」により説明した。委員より質問なし。

6 木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について

資料No. 3 「木津川市いじめ防止等対策委員会の運営について」、資料No. 4 「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」により説明した。委員より質問なし。

7 議事

これより先、榎原委員長の議事進行となる。

（1）議事録署名委員の指名

委員長が署名委員の指名を行った。

（2）木津川市いじめ防止基本方針について

事務局より資料No. 6 「木津川市いじめ防止基本方針」により説明した。

質疑応答

委員長 いじめは、「「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」と定義されている。具体的な行為から、子どもがどのように苦痛を感じたのか、嫌だと感じたのかといった点を丁寧に聞き取ることが重要である。決して、当該児童の気のせいであったり気持ちの問題ということで収めてはならず、この委員会としても具体的な行為という点を重要視していきたい。

(3) 個別の事象について

「木津川市審議会等の会議公開に関する規程」第3条第1項第2号の規定に基づき、非公開とした。

8 その他

第2回委員会は8月下旬頃に開催を予定している。

以上。